



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*73 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 人事委員会規則

\*13 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2

○ 告示

778 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課)..... 2

779 " ( " )..... 3

780 " ( " )..... 3

781 " ( " )..... 3

782 " ( " )..... 3

783 " ( " )..... 4

784 血深井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 4

785 血深井土地改良区の定款変更の認可 ( " )..... 4

786 道路の供用開始 (道路保全課)..... 4

787 道路の区域変更 ( " )..... 4

788 道路の供用開始 ( " )..... 5

789 道路の区域変更 ( " )..... 5

790 道路の供用開始 ( " )..... 6

791 道路の区域変更 ( " )..... 6

792 道路の供用開始 ( " )..... 6

○ 会計管理者訓令

\*2 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 7

## 規 則

### 和歌山県規則第73号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
別表第2(第5条関係)	別表第2(第5条関係)				
<table border="1"> <tr> <td>売りさばき機関</td> </tr> <tr> <td>海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興</td> </tr> </table>	売りさばき機関	海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興	<table border="1"> <tr> <td>売りさばき機関</td> </tr> <tr> <td>海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興</td> </tr> </table>	売りさばき機関	海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興
売りさばき機関					
海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興					
売りさばき機関					
海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興					

局地域づくり部 伊都振興局地域づくり部  
 有田振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部  
 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域づくり部  
 東牟婁振興局健康福祉部 東牟婁振興局健康福祉部  
 串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北  
 県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター  
 動物愛護センター 和歌山産業技術専門学院 田辺  
 産業技術専門学院 工業技術センター

局地域づくり部 伊都振興局地域づくり部  
 有田振興局地域づくり部 有田振興局健康福祉部  
 日高振興局地域づくり部 日高振興局健康福祉部  
 西牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局健康福祉部  
 串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所  
 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター  
 動物愛護センター 和歌山産業技術専門学院 田辺産業  
 技術専門学院 工業技術センター

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第13号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に該当する団体	略 公益社団法人和歌山県スポーツ協会 略 和歌山県漁業協同組合連合会 略	条例第2条第1項第1号に該当する団体	略 公益社団法人和歌山県体育協会 略 和歌山県漁業共同組合連合会 略
略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第778号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

エバグリーン薬局 御坊店	御坊市湯川町財部840-1	—	吉岡史織	令和 6.8.1
-----------------	---------------	---	------	-------------

## 和歌山県告示第779号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ベストコンダクター合同会社	和歌山市木ノ本54-11	てんまりナーシングステーション ALLY	令和 6.8.1

## 和歌山県告示第780号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
有限会社きらく	和歌山市島橋東ノ丁13-20	訪問看護ステーションCOCO-CARE	令和 6.8.1

## 和歌山県告示第781号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
Mind blossom株式会社	海南市日方1289番地197	みかん山訪問看護ステーション	令和 6.8.1

## 和歌山県告示第782号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エバグリーン薬局御坊店	御坊市湯川町財部840-1	吉岡史織	令和 6.8.1

## 和歌山県告示第783号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
新万薬局	田辺市新万22-18	石水紗千子	令和 6.8.1

## 和歌山県告示第784号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 退任した役員（令和6年5月13日退任）

職名 氏 名 住 所  
監事 高田義広 西牟婁白浜町十九淵317番地

## 2 就任した役員（令和6年6月9日就任）

職名 氏 名 住 所  
理事 小泉弘子 西牟婁郡白浜町富田170番地の2  
理事 坂本好孝 西牟婁郡白浜町富田711番地の2  
監事 大谷哲也 西牟婁白浜町十九淵560番地

## 和歌山県告示第785号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、血深井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 和歌山県告示第786号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市原野字久保48番3地先から同市原野字久保70番4地先まで

供用開始の期日 令和6年8月16日

## 和歌山県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市加太字出口2692番1地先から同市加太字出口2692番7地先まで	旧	7.42 } 10.92	93.48	
同上	新	7.42 } 11.81	93.48	

**和歌山県告示第788号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市加太字出口2692番1地先から同市加太字出口2692番7地先まで

供用開始の期日 令和6年8月16日

**和歌山県告示第789号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小野田内原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市且来字野田252番地先から同市且来字野田247番7地先まで	旧	6.30 } 10.48	79.79	

同上	新	9.74 } 13.23	79.79
----	---	--------------------	-------

**和歌山県告示第790号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 小野田内原線

供用開始の区間 海南市且来字野田252番地先から同市且来字野田247番7地先まで

供用開始の期日 令和6年8月16日

**和歌山県告示第791号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町大窪字尾ノ上1107番2地先から同市下津町大窪字平松16番2地先まで	旧	6.36 } 20.19	52.40	
同上	新	8.69 } 32.53	52.63	

**和歌山県告示第792号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町大窪字尾ノ上1107番2地先から同市下津町大窪字平松16番2地先まで

供用開始の期日 令和6年8月16日

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第2号

庁中一般  
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年8月16日

和歌山県会計管理者 高 橋 博 之

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
保管させる 出納員名	目的	交付限度額	保管させる 出納員名	目的	交付限度額
略			略		
有田振興局 地域づくり 部の出納員	略	略	有田振興局 地域づくり 部の出納員	略	略
			有田振興局 健康福祉部 の出納員	有田振興局健康福 祉部の現金の収納 に際し必要なつり 銭に充てるため。	70,000円
略			略		

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。